

<募集要項等に関する質問に対する回答(令和5年9月20日回答分修正版)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
1	募集要項	9	3.3.1.	ア			参加者の構成等	「運営企業が運營業務を実施するものとする。」という記載がありますが、効率的な維持管理業務を行うため、運営企業についても維持管理業務の一部を実施することをお認めください。	運営企業が運營業務の他に維持管理業務の一部を実施することを含め、各企業が自らの担当業務以外の業務の一部を実施することを認めます。
2	募集要項	9	3.3.1.	ア			運営企業の担当業務	「設計企業、建設企業、調理設備企業が維持管理業務の一部を実施することは可」とありますが、運営企業も維持管理業務の一部を実施できるように修正していただけないでしょうか。(学校給食センターのDBO事業では、建築物及び各種設備等の日常点検や、給食エリアの清掃などは運營業務が実施するケースが多くみられます。)	No.1を参照してください。
3	募集要項	9	3.3.1.	ア			参加者の構成等	「運営企業が運營業務を実施するものとする」とありますが、運營業務のうち配送業務を調理企業とは別に配送企業が行う場合は、配送企業は運営企業として参加するという認識で宜しいでしょうか。また、参加要件については、調理企業が満たしていれば要件を満たす必要はないという理解で宜しいでしょうか	配送企業を構成企業とすることは可能です。参加資格要件は、調理企業が募集要項3.3.2.(4)bアの要件を満たしていれば、配送企業は募集要項3.3.1.及び3.3.2.(1)全構成員共通並びに3.3.3.を満たす必要があります。
4	募集要項	9	3.3.1.	ア			参加者の構成等	「運営企業の中の事業マネジメントを行う者をグループの代表企業とする。」とありますが、必ずしも調理企業が代表企業でなくても問題ないという認識でよろしいでしょうか。	運營業務の中の調理業務を担当する運営企業を代表企業としてください。
5	募集要項	10	3.3.2.	(2)				設計及び工事監理実績は1者で要件を満たす場合単独企業での参加も可とする。と記載があり、事業者選定基準でP5下部欄に※1設計企業が2者以上である場合、各評価項目別にいずれか1者で評価すると記載がされています。業務実績は1企業で要件を満たす場合でも、地域精通度で加点を見込みたい為複数企業で参加する場合、設計共同体を結成しなければならないという事でしょうか。	ご理解のとおりです。
6	募集要項	11	3.3.2.	(3)			建設企業及び調理設備企業	「建設企業及び調理設備企業は、～特定建設工事共同企業体とすること。」という記載がありますが、これは様式14にある協定書を参加申請時に提出する、ということでしょうか。また、建設企業が複数ある場合は建設企業間で甲型協定書、調理設備企業は建設代表企業と乙型協定書をそれぞれ交わして提出する、というように別々の協定書を提出することでもよろしいでしょうか。	左記の質問の場合、複数の建設企業で甲型特定建設工事共同企業体を組成し、当該甲型企业体と調理設備企業で乙型特定建設工事共同企業体を組成してください。提出する様式14の協定書は、上記の甲型、乙型の2種類としてください。
7	募集要項	11	3.3.2.	(3)	a)	ア	参加要件	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。につきまして、会社で特定建設業の許可を受けていれば、貴市に届出をしている支店または営業所で許可を得ていなくても、参加要件を満たすと理解して宜しいでしょうか。	和歌山市競争入札参加有資格者名簿に登録されている事業所が建築一式工事につき特定建設業の許可を受けている必要があります。特定建設業の許可を受けている事業所が和歌山市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合は、募集要項3.3.4.に示す書類を提出し、募集要項3.3.2.(1)の要件を満たしていると市が判断した場合に限り参加を認めます。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
8	募集要項	12	3.3.2.	(4)			維持管理企業及び運営企業	「維持管理企業及び運営企業は、～特定委託業務共同企業体とすること。」という記載があります。募集要項のP9,アに「～、建設企業、調理設備企業が維持管理業務の一部を実施することは可とする。」とありますが、その場合であっても特定委託業務共同企業体として協定書(様式15)を交わして提出するのは維持管理企業と運営企業だけでよろしいでしょうか。(建設企業や調理設備企業が維持管理業務の一部を実施する場合でもそれらの企業は特定委託業務共同企業体協定書を提出する必要はないと考えてよろしいでしょうか)	設計企業、建設企業、調理設備企業が維持管理業務の一部を実施する形態としては、構成員(維持管理企業)として実施する形態と維持管理企業から委託を受けて実施する形態のいずれも可とします。構成員(維持管理企業)として実施する形態とする場合は、特定委託業務共同企業体の構成員としてください。維持管理企業から委託を受けて実施する形態の場合は、特定委託業務共同企業体の構成員とする必要はありません。なお、事業者選定基準6.2.1(4)業務実施体制において評価するのは、構成員(維持管理企業)として実施する形態の場合です。
9	募集要項	12	3.3.2.	(4)	a)		参加要件	参加要件の中で、「元請として完了した実績を有していること」とあるが、例えば、指定管理期間5年が終了し、次期指定管理期間契約中の場合でも、実績として記載して良いという理解でよろしいでしょうか。	左記の質問の場合、指定管理の履行が完了したものに限り、実績として記載してください。
10	募集要項	12	3.3.6.	(4)	b)		運営企業の参加資格	本給食センター事業において、調理業務は、最大8,300人の子供たちへの食事提供です。その参加資格において『、同一メニューを1回300食以上若しくは1日750食以上を提供する調理施設における調理業務を元請として完了した実績を有していること。』を求められており、多くの事業者に参加していただきたいのかもしれませんが、衛生管理等ノウハウが同じと思えませんし、持っていないとそのリスクは、子供たちに影響する可能性があるかと思えます。可能なら8,300食同等以上の実績のある事を参加資格にしていない理由をご教授ください。	本事業の参加資格については、門戸を広くし、できるだけ多くの事業者が参加できるように設定しています。実績や能力等については、事業者選定基準に基づき業者選定時に評価を行います。
11	募集要項	13	3.3.6.				競争参加資格の確認	「競争参加資格確認後、優先交渉権者の決定日までの間に、参加者の構成員が上記参加者の備えるべき競争参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。ただし、代表企業以外の者が競争参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市と協議のうえ、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。」とありますが、構成員の追加は認められますか？また、認められない旨の文書は、どこに記載されているかご教示ください。	前段について、参加資格確認後の構成員の追加は認めません。左記の質問にある「当該構成員の除外又は変更」とは、競争参加資格要件を欠くような事態が生じた代表企業以外の構成員(当該構成員)を除外すること、又は当該構成員をその他の構成員以外の第三者に変更することを示しており、あくまで市と協議のうえ市が認めた場合のみとします。後段については、本回答を募集要項に追記します。
12	募集要項	14	3.4.1	(1)			質問の受付	募集要項等に関する質問機会が今回しかありません。個別対話から提案書受け付けまで期間が短いため、質疑の回答や個別対話を踏まえた、追加質問の機会を設けてはいただけませんか。	追加質問の機会はありません。
13	募集要項	20	3.6.5				支払方法	「設計・工事監理業務委託契約書」、「建設工事請負契約書」、「維持管理・運営業務委託契約書」に基づくとありますが、各契約書案について開示予定日をご教示頂けますと幸いです。	令和5年9月6日に市ホームページにて公表しています。
14	事業者選定基準	5	6.2.1.				地域精通度 事業所等所在地	落札後に支店・営業所を開設する予定がある企業は、支店・営業所が和歌山市内にある法人とみなして評価していただくことは可能でしょうか。	左記の場合は、評価の対象外とします。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
15	事業者選定基準	6	6.2.1.	(2)			建設企業	建設企業の能力を評価する際に、同種工事で、かつ給食数規模別の施工実績が設定されていますが、給食数と建設工事の難易度は関連性が低いと考えます。募集要項では、延べ床面積1,000㎡以上の施工実績を要件としていますが、県内に8,000食/日以上給食センターがない中で、施設規模でなく給食数規模による評価とする目的をご教示ください。尚企業能力の評価点の内給食数規模による点数が総点の50%以上と偏っているのは、他の企業評価とバランスが取れていません、評価基準の考え方を教示下さい。	建設を含む各業務において、同規模食数の実績を勘案することは、一定の合理性があると考えています。また、事業者選定基準における評価点の配分は、全体構成の中で考えています。
16	事業者選定基準	8	6.2.1.	(4)			実績項目に関する評価基準	「構成員である設計企業が建築物及び建築設備の保守管理業務のうち「建築基準法第12条第2項に準ずる点検」を分担」とありますが、当該業務の一部を分担する場合でも該当するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	事業者選定基準	8	6.2.1.	(4)			実績項目に関する評価基準	「構成員である建設企業が建築物及び建築設備の保守管理業務のうち「修繕・更新」を分担」とありますが、業務の一部を分担する場合でも該当するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	事業者選定基準	8	6.2.1.	(4)			維持管理企業	実施体制・業務実施体制における、Aにつきまして、「構成員である設計企業が建築基準法第12条第2項に準ずる点検を分担している場合」とありますが、当該条件を満たすためには、設計企業を維持管理企業としても競争参加資格審査書類を提出する必要がありますのでしょうか。	左記の質問の場合、設計企業は、維持管理企業としても必要な競争参加資格審査書類を提出してください。
19	事業者選定基準	8	6.2.1.	(4)			維持管理企業	実施体制・業務実施体制における、Bにつきまして、「構成員である建設企業が修繕・更新を分担している場合」とありますが、当該条件を満たすためには、建設企業を維持管理企業としても競争参加資格審査書類を提出する必要がありますのでしょうか。	左記の質問の場合、建設企業は、維持管理企業としても必要な競争参加資格審査書類を提出してください。
20	事業者選定基準	13	6.2.2.	(6)			その他に関する提案	要求水準書に記載されている「本件施設外で行う運営業務」は、評価項目として明記されていませんが、評価対象外との理解でよろしいでしょうか。	評価項目にはありませんが、提案を妨げるものではありません。
21	様式集	1	1.2.				競争参加資格審査書類	各社が記載する(様式5～8)は「会社の代表者」もしくは「貴市への入札参加資格登録者(代表者から委任を受けた支社長、支店長等)」のどちらにすればよろしいでしょうか。	入札参加資格登録者(代表者から委任を受けた支社長、支店長等)となります。
22	様式集	7	2.	(3)			余白の設定	様式集の各書式について、「余白」の設定は適宜、調整してよろしいでしょうか。	様式集各書式の余白は、調整していただいて構いません。
23	様式集	様式13					様式13	設計共同体協定書に記載する代表企業口座はグループの代表企業のものではなく、設計JVを組んだ場合の代表企業口座という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	様式集	様式16,17					様式16 様式17	様式16の設計企業実績①と、様式17の設計企業実績②は条件を満たしている場合、同一の案件でも宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	様式集	様式18,19					様式18 様式19	様式18の工事監理企業実績①と、様式19の工事監理企業実績②は条件を満たしている場合、同一の案件でも宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	様式集	様式30-1					(1)企業の能力	設計企業が2者以上となる場合、「A 地域精通度」と「B 業務実績」へ記載する企業名は、別々になっても構わないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
27	様式集	様式 31-3						B環境対策	『ISO14001取得』の判断基準としまして、参加企業の本 社などが取得していれば、貴市に入札参加資格の届出 をしている事業所(支店・営業所など)が取得していなく ても、評価基準に該当すると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、委任元が取得しており、入札参加資格 の届出をしている事業所に委任している場合は、該当し ます。ISO9001及びエコアクション21も同様です。 上記回答は、調理設備企業、維持管理企業、運営企業 についても同様とします。
28	様式集	様式 31- 1,3,4						(1)企業の能力 (2)社会貢献等	建設企業が2者以上となる場合、「工事实績」「施工管理 基準」「環境対策」「災害時等への地域貢献」「障害者雇 用」へ記載する企業名は、別々になっても構わないと理 解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。